

## 企画競争実施の公示

平成21年4月23日  
国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男

下記のとおり、企画提案書の提出を求めます。

### 記

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名 持続可能な都市の実現に向けた都市計画手続きについての検討業務

##### (2) 業務の目的

本業務は、国民のニーズが多様化・高度化する中、環境や質等の面で持続可能な都市の実現に向け、都市計画決定の事前・事後における実質的な住民参加、住民・事業者等の円滑な利害調整を可能とし、計画の信頼性・納得性・実効性・安定性を確保するための都市計画手続きの仕組みについて、その課題や実現可能性の具体的な検討を行うものである。

##### (3) 業務内容

###### ①国内外の既往の類似制度、先進事例等の収集・整理・分析

都市計画決定前後における住民参加の実質化、利害調整等に係る国内外の既往研究、類似制度や先進事例、関連データ等について、幅広く収集・整理したうえで、利点・課題等の分析を行う。

###### ②地方公共団体等へのアンケート、ヒアリング等による意向・実態調査

都市計画決定前後における住民参加の実質化、円滑な利害調整等に係る仕組みに関して、地方公共団体や有識者等へのアンケート、ヒアリング等を設計、実施、その結果を整理し、制度化に向けた課題、改善点等の検討を行う。

###### ③都市計画決定前後の住民参加の実質化、円滑な利害調整等の仕組みに係るケーススタディの設計と実施

都市計画決定前後の住民参加の実質化、円滑な利害調整等の仕組みを検証するため、複数の地方公共団体におけるケーススタディ手法を設計、実施し、制度化に向けた課題、改善点等の検証を行う。

###### ④都市計画決定の前段階における住民参加の実質化、利害調整手続きに関する課題抽出と実現可能性の検討

上記①～③を踏まえ、先進的な仕組みを制度化した場合に想定される課題を分析し、実現可能性の検討を行う。

###### ⑤都市計画決定後における利害調整・紛争解決手続きに関する課題抽出と実現可能性の検討

上記①～③を踏まえ、先進的な仕組みを制度化した場合に想定される課題を分

析し、実現可能性の検討を行う。

(4) 履行期限 平成22年3月19日(金)を予定

## 2. 企画競争参加資格要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (2) 国土交通本省における役務の提供等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと
- (4) 業務執行体制に関する要件  
本業務を適切かつ円滑に遂行できる体制を有していること。
- (5) 業務実績に関する要件  
過去に都市計画と手続または都市計画制度に関する業務を実施した実績があること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部局

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省都市・地域整備局都市計画課 (担当) 北村

電話 03-5253-8111 (内線: 32-634)

ファクシミリ 03-5253-1590

電子メール kitamura-k2sq@mlit.go.jp

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成21年4月23日から平成21年5月15日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成21年5月18日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎 2004」「Microsoft Word 2003」「Microsoft Excel 2003」「Adobe Acrobat Reader 4.0」の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。

### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

提出された企画書について、必要に応じてヒアリングを実施する。

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは、原則細断処分する。なお、返却を希望する場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 詳細は説明書による。